

# ご旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

平成17年4月1日より

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。



## 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、名古屋観光日急株式会社(愛知県名古屋市中村区4丁目4番8号、国土交通大臣登録旅行業第1589号。以下「当社」といいます。)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- 旅行契約の内容・条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)および当社旅行予約業務募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に關するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申し込みおよび契約の成立時期

- 旅行のお申し込みは、当社または旅行業法に規定された受託営業所(以下あわせて「当社」といいます。)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申し込みください。
- 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾をする旨に關する日(以下「旅行サービス」)に於いては(1)の申し込み手続きをお願いいたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。
- お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- お申し込みの際、お1人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。申込金は、「お支払い対象旅行代金」または「取消料」の一部または全部として取り扱います。

区 分	申込金(おひとり)
旅行代金が5万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上5万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

- この表における旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。
- お申し込み段階で、満席その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合には、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期限を確認したうえで、契約待機のお客様として登録し、予約可能となるよう手配努力をしております。この場合でも、申込金を申し受けます。ただし、お客様より契約待機登録の解除のお申し出があった場合、または、お待ちいただける期限までに結果として予約できなかった場合は、当該申込金を全額払い戻しいたします。
  - (8)の場合の契約待機のお客様との旅行契約の時期は、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときとします。
  - 当社は(8)のお待ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかった場合のときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取消することがあります。この場合、お預かりした申込金を全額払い戻しいたします。
  - 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者が旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に關する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。  
契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、契約責任者が構成者に対して現に、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 3. お申し込み条件

- お申し込み時点で18才未満の方は、原則として親権者の方の同意をご提出いただきます。
- 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただきます。
- 特定年齢層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 旅行開始日より7歳以上の方、妊娠中の方、現在通病を患っている方、身体に障害をお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮(車椅子の手配等)を必要とする場合は、旅行申し込み時にご旨お申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために選んだ特別な措置に要する追加費用はお客様の負担となります。  
また、旅行内容や現地事情、運送・宿泊機関等の状況等により健康診断書のご提出、同伴者・介助者のご同行を条件とさせていただきますが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
- お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに際する一切の費用はお客様の負担となります。
- お客様の都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- お客様の都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要で、
- お客様が他の旅行者に連絡を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるなど当社が判断する場合には、お申し込みをお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 4. 契約書面および確定書面(最終日程表)の交付

- 当社は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に關する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお客様にお渡しします。なお、この条件書およびパンフレット等、お支払い対象旅行代金の取徴証、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。
- 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名および宿泊ホテル名、集合場所および時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を速くとも旅行開始日の前日までににお渡しします。(原則として旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7~10日目にあたる日より前にお渡ししますが、旅行開始日が年末年始、ゴールデンウィーク等の特定期間にあたるコースの一部では、旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までににお渡しします。)ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお話し合いをいただければ、手配内容についてご説明いたします。
- 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載することによって特定されます。

## 5. お支払い対象旅行代金

- 「お支払い対象旅行代金」(以下「旅行代金」といいます。)とは、「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から(イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込金」、「取消料」、「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。
- 「追加代金」とは、当社がパンフレット等に表示した以下のものをいいます。  
(ア)「追加代金」
  - お客様の希望により、また当社が他のお客様との相座席をお受けしないことを明示した場合には1人部屋を使用される場合の追加代金
  - ホテルまたはお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代金
  - 「グリーン」車追加代金等と称する航空機、列車の使用座席の等級変更による追加代金
  - 「食事なしプラン」、「観光なしプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための追加代金
  - 「延泊プラン」等と称する延泊のための追加代金
  - その他「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- 「割引代金」
  - 「トリプル割引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金
  - 「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金
  - その他「〇〇割引代金」とパンフレット等に記載した割引代金

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までに支払いただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

## 7. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
  - 航空運賃および船舶、鉄道運賃等(コースにより等級が異なります)
  - バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
  - 宿泊代金および船・サービス料金
  - 食費代金および船・サービス料金
  - 団体行動中の心付け
  - 添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
  - 上記の他パンフレット等でできまされる旨明示したものと
- その他費用は、お客様の都合により一部別項として払い戻しいたします。

## 8. 「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
  - 超過手持荷物料(規定の重量・容量・個数を越える分について)
  - クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等のチップ、その他追加飲食等個人の性質的諸費用、およびこれに伴う船・サービス料
  - 傷害・疾病に關する医療費
  - 「オプションツアー」等と称し、現地に希望者のみを集めて実施する小旅行等の代金
  - 「〇〇プラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金

## 9. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に よらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由と因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

## 10. 旅行代金の額の変更

当社は、旅行契約締結後に、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切しません。

- 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額が旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知します。
- 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を増額します。
- 第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、サービスの提供が行われていたにもかかわらず運送・宿泊機関等の船旅・観光等の船旅・観光等の補償が不十分としたこと(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 11. お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方へ譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえご提出していただきます。この場合、別途手数料を承ります。
- 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り渡した方が、この旅行契約に關する一切の権利および義務を継承することとなります。

## 12. お客様の解除権—旅行開始前

- お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約期間のお申し出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申し込み時にご営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。  
(ア) (イ)に掲げる旅行契約以外のコース

解除期日	取消料(おひとり)
イ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(日帰り旅行にあっては10日目にあたる日)以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
ハ. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%
ニ. 旅行開始日当日	旅行代金の50%
ホ. 無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

- 貸切船舶を利用するコース  
当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記載します)。
- 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
  - 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるもののお客様の重要なものであるときに限ります。
  - 第10項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が高まったとき。
  - 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。(旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目にあたる日以降に旅行の申し込みがなされた場合には、旅行開始日まで)
  - 当社の責任に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。
- 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコースまたは出発日を変更された場合は、取り消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

## 13. お客様の解除権—旅行開始後

- 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除または一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- お客様の真に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスの提供に係る部分を払い戻します。

## 14. 当社の解除権—旅行開始前の解除

- お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払いがないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いいたします。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - お客様があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - お客様が病氣、介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。
  - お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - お客様が旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目にあたる日より前)に、旅行の中止を通知します。
  - スキーマを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、またはそのおそれが高まったとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが高まったとき。
- 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(または申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(または申込金)の全額を払い戻します。

## 15. 当社の解除権—旅行開始後の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
  - お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
  - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 解除の効果および払い戻し
  - (1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに關する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
  - 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払いましたに代わって支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

## 16. 旅行代金の払戻し

- 旅行開始後、第10項、第12項、第13項(2)、第14項および第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始後の解除に係る払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、遅滞または旅行開始後の解除に係る払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (1)の規定は第20項または第24項で規定するところにより、お客様または当社の損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

